

報告書（第1次）

平成19年12月17日

議会活性化推進会議（第2次）

目 次

1	はじめに	1
2	協議の経過及び結果	
	・協議事項「議会のモニター・インターネット放映の拡大」について	2
	・協議事項「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」について	2

資料

	・第2次議会活性化推進会議の概要	7
	・第2次議会活性化推進会議の協議事項	8
	・第2次議会活性化推進会議の協議の経過	9

1 はじめに

本市議会では、平成 17 年 7 月に議会活性化推進会議が設置され、同会議は、協議事項とされた 26 項目のうち 18 項目について結論を得て、平成 19 年 3 月に議長に報告書を提出した後、同年 4 月実施の市議会議員選挙に伴い、いったん、その活動を終えている。

同会議の活動については、協議により得られた結論についてはもちろんであるが、それに加え、市議会のすべての会派が市議会の活性化という共通の目的に向けて 22 回にわたる協議を重ね、報告書をまとめることができたこと自体も本市議会の活性化にとって大きな意義があった。

そのようなことから、平成 19 年 5 月の本市議会議員の改選後も、再度、同会議を設置しようとする気運が高まり、代表者会議における協議を経て、平成 19 年 6 月に、あらためて議会活性化推進会議が設置された。（本報告書では、両者を区別する必要がある際に、改選前に設置されていた同会議を「第 1 次議会活性化推進会議」と、改選後設置されている現在の同会議を「第 2 次議会活性化推進会議」という。）

このような経緯を経て設置された第 2 次議会活性化推進会議は、これまで 11 回にわたり精力的に協議を行ってきたところであるが、このたび、協議事項とされた 13 項目（8 ページ参照）のうち下記の 2 つの協議事項について結論を得るに至ったので、これを報告書として取りまとめるものである。

○結論が得られた協議事項

- ・「議会のモニター・インターネット放映の拡大」
- ・「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」

2 協議の経過及び結果

(1) 協議事項「議会のモニター・インターネット放映の拡大」について

区役所における本会議のモニター放映については、第 1 次議会活性化推進会議の報告において、「市民への広報効果は高いと考えられるものの、現段階では、毎年度相当額の費用が必要となることもあり、なお慎重に検討すべき点が多く、また、現在、急速な I T の進展により、インターネット放映の映像を区役所で放映する方法など、より安価な手法が確立されつつあることから、それらの状況を待って検討されることが適当である」とされていたところであるが、その後、平成 19 年 9 月定例会から本会議のインターネット放映が開始されたことに伴い、各区役所においてインターネットに接続し、その映像を放映すれば、専用回線を敷設する等の方法と比較して、より安価に実施できる状況になっている。

このような状況の変化等を踏まえ協議を行ったところ、開かれた議会という観点から、区役所における本会議のモニター放映を実施することが適当であるとの認識で一致した。

(2) 協議事項「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」について

いわゆる会議出席費用弁償は、議員が職務を行うために要する費用の

弁償として、地方自治法第 203 条及び福岡市特別職職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づき支給されているものである。

本市議会では、第 1 次議会活性化推進会議が本市の厳しい財政状況等から会議出席費用弁償を減額することが適当である旨の報告を行い、その報告を受けた代表者会議における協議の結果、平成 18 年度から日額 1 万 2,000 円（注 1）から 1 万円（注 2）に減額しているところであるが、その後も引き続き本市の財政状況が厳しい状況にあること等から、この第 2 次議会活性化推進会議においても、再度、協議が進められたものである。

（注 1）及び（注 2）：いずれも正副議長が公用車を使用した場合には、その半額。

本協議事項については、いずれの会派も会議出席費用弁償を見直すことが適当であるという点に関しては早期に認識が一致したものの、具体的な見直し案に関しては、各会派から、様々な意見・要望が出された。協議においては、次の案を基調として協議が行われた。

○案

会議出席費用弁償の額を見直すことが適当である。額については、議事堂までの交通費が市内でも地域によりかなりの差異があることから、次に掲げる議員の住所から議事堂までの片道の路程の区分に応じて支給すること。

・ 5 キロメートル未満	日額 1,000 円
・ 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	日額 2,000 円
・ 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	日額 3,000 円
・ 15 キロメートル以上	日額 4,000 円

会議出席費用弁償の見直しには、条例の改正を要することから、少なくとも過半数の議員が賛同する案が得られなければ、現在の条例が存続することとなるため、協議においては、各会派が可能な限り歩み寄ることが求められた。このような状況のもと、協議では上記の案に賛同する意見が大勢であったが、なお、次のような各会派の意見・要望を付記した上で、議長に報告することが適当であるとの認識で一致した。

- ・ 完全に公共交通機関利用相当額の実費としてはどうか。
- ・ 会議出席費用弁償そのものを廃止してはどうか。
- ・ 会議出席費用弁償だけを切り離しての議論はなじまない。議員報酬、政務調査費などと一体で議論すべきではないか。

平成 19 年 12 月 17 日

議会活性化推進会議

座長	おばた	久 弥	(自由民主党福岡市議団)
副座長	黒子	秀勇樹	(公明党福岡市議団)
委員	富永	計久	(自由民主党福岡市議団)
〃	大石	修二	(公明党福岡市議団)
〃	栃木	義博	(民主・市民クラブ)
〃	笠	康雄	(みらい福岡市議団)
〃	星野	美恵子	(日本共産党福岡市議団)
オブザーバー	外井	京子	(ふくおかネットワーク)
〃	木村	幾久	(社民・市政クラブ福岡市議団)
〃	藤本	顕憲	(福政市民クラブ)

資 料

1 第2次議会活性化推進会議の概要

1 目的

地方分権の進展に伴い、地方議会が果たすべき役割の重要性が飛躍的に高まっていることにかんがみ、本市議会における政策立案機能及び行政監視機能並びにこれらを補佐する議会事務局の補佐機能の一層の強化を図るとともに、市民に開かれたより透明性の高い議会運営を確立するため、本市議会の諸課題について広範かつ詳細な検討を行うもの。

2 構成

自由民主党福岡市議団から2名（うち1名は座長）、公明党福岡市議団から2名（うち1名は副座長）その他の交渉会派から各1名とし、非交渉会派から各1名のオブザーバーの参加を認める。メンバーは次のとおり。

座長	おばた 久 弥（自由民主党福岡市議団）
副座長	黒 子 秀勇樹（公明党福岡市議団）
委員	富 永 計 久（自由民主党福岡市議団）
〃	大 石 修 二（公明党福岡市議団）
〃	栃 木 義 博（民主・市民クラブ）
〃	笠 康 雄（みらい福岡市議団）
〃	星 野 美恵子（日本共産党福岡市議団）
オブザーバー	外 井 京 子（ふくおかネットワーク）
〃	木 村 幾 久（社民・市政クラブ福岡市議団）
〃	藤 本 顕 憲（福政市民クラブ）

3 協議事項

代表者会議で決定する。なお、協議事項を追加する場合には、事前に代表者会議に諮ることとする。→具体的な協議事項は次ページ参照

4 設置期間

設置期間は当面2年間とし、2年経過後の協議の状況により必要な延長を検討するものとする。

5 検討結果の取扱い

各会派の合意が得られた事項については、逐次議長に報告の上、代表者会議もしくは議会運営委員会の了承を得て、実施する。

6 その他

各回の会議が終了する都度、会議における配付資料及び協議の概要を、議会図書室に配架するとともに市議会ホームページ上の「市議会☆情報BOX」に掲載する。

2 第2次議会活性化推進会議の協議事項

- ・議会基本条例（仮称）の制定
- ・議員任期開始日の見直しによる事務の合理化
- ・正副委員長及び監査委員の就任期間・権限・待遇等の見直し
- ・区長の議会出席の在り方の見直し
- ・発言時間の残時間表示計の設置
- ・議会棟の在り方の見直し
- ・附属機関・任意団体の委員就任の見直し
- ・委員会傍聴者対応の見直し（許可を要しないこととすること，傍聴席の数の増加，傍聴できない者向けのモニター放映の実施，採決時退室の廃止）
- ・議会のモニター・インターネット放映の拡大
- ・委員会記録の発言者名掲載の見直し
- ・会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し
- ・交渉会派・非交渉会派の在り方の見直し
- ・議決事件の拡大

3 第2次議会活性化推進会議の協議経過（平成19年12月17日現在）

第1回：平成19年6月28日

- 議長挨拶，正副座長の選出
冒頭，川口議長より挨拶があり，その後，正副座長を選出した。
- 議会活性化推進会議の基本的なルールの確認
議会事務局より，議会活性化推進会議の基本的なルールとして代表者会議で確認された事項について説明があった。
- 今後の協議の進め方について
今後の協議の進め方については，次回以降協議することとなった。また，各会派において協議事項の追加の希望がある場合は，次回併せて提案することとなった。

第2回：平成19年8月3日

- 今後の協議の進め方について
事前に配付した各協議事項に関する資料について議会事務局から説明を受けた後，今後の協議の進め方について協議を行った。その結果，まず協議事項「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」について先行して協議を行うこととなった。また，協議事項「議会基本条例（仮称）の制定」についても，他の地方議会の条例制定の状況や経緯などを議会事務局が調査し，協議の状況に応じて報告できるように準備することとなった。

第3回：平成19年8月20日

- 個々の協議事項に関する協議
協議事項「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」について協議を行ったが，結論を得るに至らず，引き続き協議することとなった。

第4回：平成19年9月11日

- 個々の協議事項に関する協議
協議事項「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」について協議を行ったが，結論を得るに至らず，引き続き協議することとなった。

第5回：平成19年9月21日

- 個々の協議事項に関する協議
協議事項「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」について協議を行ったが，結論を得るに至らず，引き続き協議することとなった。

第6回：平成19年10月15日

- 個々の協議事項に関する協議
協議事項「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」について協議を行ったが，結論を得るに至らず，引き続き協議することとなった。

第7回：平成19年10月25日

○ 個々の協議事項に関する協議

協議事項「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」について協議を行ったが、結論を得るに至らず、引き続き協議することとなった。

第8回：平成19年11月27日

○ 個々の協議事項に関する協議

協議事項「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」について協議を行ったが、結論を得るに至らず、引き続き協議することとなった。

○ 今後の協議の進め方について

協議事項「議会のモニター・インターネット放映の拡大」に関して、議会事務局から、区役所における本会議モニター放映についての報告があり、次回、協議することとなった。

第9回：平成19年12月4日

○ 個々の協議事項に関する協議

協議事項「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」について協議を行ったが、結論を得るに至らず、引き続き協議することとなった。

協議事項「議会のモニター・インターネット放映の拡大」のうち、区役所における本会議モニター放映を実施することについて協議を行った結果、実施することが適当であるとの認識で一致した。

第10回：平成19年12月12日

○ 個々の協議事項に関する協議

協議事項「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」について協議を行ったが、結論を得るに至らず、引き続き協議することとなった。

第11回：平成19年12月17日

○ 個々の協議事項に関する協議

協議事項「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」について協議を行い、一定の結論が得られたため、これを議長に報告することが適当であるとの認識で一致した。

○ 議長への報告

協議事項「議会のモニター・インターネット放映の拡大」及び協議事項「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」について、協議の結果得られた結論を議長に報告することが適当であるとの認識で一致した。